

## 令和7年度 第1回宝塚市環境審議会

日 時 令和7年9月19日 9:45~12:00  
場 所 宝塚市立中央公民館 208 会議室

出席委員 会長、遠藤副会長、客野委員、委員、委員、委員、松村委員、横田委員  
事務局他 環境部長、環境部次長、環境エネルギー課長、環境エネルギー課係長、環境  
エネルギー課事務職員  
(議題1及び2のみ) 公園河川課長、公園河川課係長

### 1. 開会

会議の成立 委員11名中8名出席。宝塚市環境審議会規則第4条第2項の規定により本会成立。  
会議の公開 本市の審議会等の運営に関する指針に基づき、原則公開することとしているが、傍聴者はなし。  
議事録の公表 概要版を公開すること、委員の氏名は記載しないこととする。  
資料の確認 事務局より添付資料の説明を行った。  
議題 (1) 保護地区等(保護樹)の指定について(諮問)  
(2) 保護地区等(保護樹)の指定解除について(諮問)  
(3) 宝塚市環境基本計画策定の進捗状況について  
(4) 生物多様性たからづか戦略策定の進捗状況について

### 2. 議事

#### 議題1 保護地区等(保護樹)の指定について(諮問)

委員長	議題1について、説明よろしく願います。
事務局	まず、議題1の案件について、環境部長から会長宛てに諮問書をお渡しする。委員の皆様にも諮問書の写しを配付する。
事務局	宝塚市諮問第16号 保全地区等の指定解除について 宝塚市環境基本条例第24条第2項第3号の規定により、保全地区等の指定について、貴審議会の意見を求めます。 令和7年2025年3月21日 宝塚市長 森 臨太郎
事務局	諮問内容及び本市の保護樹の状況について、公園河川課から説明をお願いします。
公園河川課	議題1 保護樹の指定「諮問第16号」について説明をする。 該当地は宝塚市平井3丁目31番2、該当樹木はメタセコイア、所有者は宝塚市平井3丁目5番8号のカヤマミツル様である。該当地は地番で、所有者住所は住居表示で書いているが、場所的には同じである。議題2の諮問17号も同様である。

	<p>経緯は、本年3月に所有者から所有者所有地に存する樹木（樹種：メタセコイア）において、市の保護樹に指定されたい旨の申し出があった。所有者は、保護樹に大変興味があり、自宅に保護樹が存在することが大変誇らしいと、当課へ申し出有り、同年3月13日に現地にて立ち合いを行った。対象の樹木の測定などを行い基準と照らし合わせたところ、幹周が1.5メートル以上あり、保護樹の指定要件（宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例施行規則第2条第2項第1号）を満たすことを確認した。資料は、資料1(2)位置図、資料1(3)現状写真のとおりである。</p> <p>議題1についての説明は、以上である。</p>
会長	保護樹の指定を受けることにより市から助成金や維持管理上の支援などがあれば、紹介をお願いする。
公園河川課	指定されると、樹木の保全に充てていただく目的の助成金があり、現地には保護樹あることを示す看板を設置する。
会長	助成金の額は、いくらになるのか。
公園河川課	年に1回5,000円である。この額で、保護樹の維持管理に十分な金額かは疑問も感じている。
会長	委員の皆さまから、質問、あるいは意見などお願いしたい。
委員	<p>今回のお申出の対応と現地の樹木の状態で判断すると、指定の対象になるかと思う。今回の指定樹種がメタセコイアということで、一つ懸念がある。</p> <p>メタセコイアは非常に成長の早い樹木だ。1年で年輪が1センチ以上広がっていくような木なので、今後もどんどん大きくなっていくことが予想される。ほかの地域の事例を見ると、成長が早過ぎることとか、根の張りがとても早く広がっていくということがある。伸びた根が排水管に入り、排水管が詰まったり、根が張って、コンクリートやアスファルトを持ち上げてしまい、駐車場が使えなくなってしまったケースも聞いている。問題が起きた時に、自由に伐採しにくいなど、所有者にとっても、保護樹に指定することがリスクになる可能性もあるので、この件に関しては、ここですぐに判断するのではなく、所有者にリスクもあることをお伝えした上で、もう一度御意向を確認する手順を踏んではどうかと考える。</p>
会長	その点は、既に説明済であるか。
公園河川課	成長についてはお話をさせていただいた。知り合いの植木屋に、剪定はお願いしており、上の成長については抑えているとお聞きした。
委員	幹周が1.5メートルを超えているが、樹齢やこの木が立った経緯は聞いているか。
事務局	経緯はお聞きしていないが、1968年当時にはすでにこの木があり、そのときには樹高は2メートルは超えていたので、樹齢は60年以上と思うと聞いている。
委員	保護樹に指定したものの、すぐ解除したいとの話になりかねないと思う。大阪などでは、メタセコイアを植えている学校は多くあるが、「大きくなりすぎる」や

	<p>「落ち葉が邪魔になる」などの理由で、高い枝を剪定したり、木を切っている事例もある。</p> <p>リスクについてもよく考えたうえでの判断が必要と考える。樹形は、完全に丸い形にしているので上を抑えていると思う。</p>
会長	<p>グーグルのストリートビューで過去の写真を見たところ、頭を止めて裾のほうを剪定することで、道路にはみ出さないように管理されているように見える。恐らく、地上部の成長と枝葉の管理は業者に発注されており、御苦勞は認識されていると思うが、根張りで排水管が詰まる等のリスクまで御存知かどうかという懸念がある。委員の意見のとおり、地中のリスクについて所有者に説明した上で、それでも申請するというのであれば、もう一回出していただくのは問題ないと思う。条件付で、それでも所有者がオーケーであれば、皆さん承認いただけるかどうか、今、決を採っておくほうがよろしいか。</p>
公園河川課	<p>高さについては管理されているようであるが、幹周の制御や、根張りの対応は、委員のご意見のとおりなかなか難しいと考える。</p>
委員	<p>根張りをして、路面に影響が出たときに、その補修費用は当然所有者の負担になるのか、市の負担になるのか。</p>
公園河川課	<p>その辺りは、道路管理者の確認が必要になると考える。</p> <p>道路管理者がどういう対応になるのかということを含めて、もし所有者に道路補修の負担が必要になってくるのであれば、保護樹を維持していくことによって根上がりとかで舗装が壊れたときのリスクがあることも説明し、もう一度委員会で報告する。</p>
会長	<p>いろいろな条件が出てきたが、道路補修費用を所有者側で持つということはあるか。</p>
公園河川課	<p>あまり聞いたことはない。</p>
会長	<p>現地を見てみないと、根張りで路面に影響があるような状態なのかちょっと分からない。</p>
委員	<p>保護樹に指定されれば、指定から何年間は解除できないなどの条件はあるか。</p>
事務局	<p>特に規則等の中では書かれてはいない。</p>
委員	<p>保護樹に指定でいいと思う。</p>
委員	<p>専門ではないので、若干主観的というか経験的な発言で申し訳ないが、メタセコイアは、台風とか強風のときに倒れてしまうという事例を割と見聞きすることがある。例えば倒木でそこに人がたまたま通っておられて、それでけがをされた場合は、責任問題に発展することがある。そういったリスクも一応考えられるほうがいいと思う。</p>
会長	<p>条例上の基準は満たしているので、所有者がリスクの説明を受けた上でオーケー</p>

	だったら、審議会としては承認でよろしいか。もし、説明を聞いた結果、辞退ということなら、辞退の旨を次回の審議会にて報告をお願いする。
公園河川課	承知した。
会長	条件付の了承となるが、所有者のリスクに配慮し、せっかく指定されてもすぐ解除にならないようにとおもなばかって、このような対応をしたいと思う。原則的にはオーケーだが、特にまだ所有者が認識してないようなリスクもあるかもしれないので、そこを十分説明した上で了解を得ていただきたい。 皆さん、よろしいか。
委員	(了承)

## 議題2 保護地区等（保護樹）の指定解除について（諮問）

会長	次に、保護地区等（保護樹）の指定解除について、説明をお願いする。
事務局	議題2号の関連について、環境部長から会長宛てに諮問書をお渡しする。委員の皆様には諮問書の写しを先にお配りしている。
事務局	諮問 保全地区等の指定解除について 宝塚市環境基本条例例24条第2項第3号の規定により、保全地区等の指定解除について貴審議会の意見を求めます。令和7年9月19日 宝塚市長 森臨太郎
事務局	諮問内容及び本市の保護樹の状況について、公園河川課より説明よろしく願います。
公園河川課	<p>諮問第17号の諮問の趣旨について説明をする。</p> <p>宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例に基づき指定している保全地区等のうち、下表のとおり、所有者から保護樹所在地の土地利用に伴い伐採する旨の申出がありましたので、同条例第6条第1項に規定する保全地区等の指定の解除をするため、同条例第5条第3項及び第6条第2項並びに宝塚市環境基本条例第24条第2項第3号の規定に基づき諮問する。</p> <p>所有者については、オカダマキコ様。樹種は、指定番号28番イチョウ、29番クスノキ、30番エノキである。所在地については、指定番号28番が川面1丁目4番、29番が川面1丁目19番1、30番が川面1丁目19番1である。それぞれ樹木の状態は健全である。</p> <p>引き続き、本件の経緯について説明する。</p> <p>概要については、昨年3月に所有者から受注した業者から、当該地の整地計画に伴い保護樹の指定解除について相談があった。本年7月に所有者が来庁し、正式に指定解除の申出があった。</p> <p>それぞれの場所は4ページの位置図で、写真は5ページで確認をお願いする。</p> <p>6ページの関係条文抜粋の宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例の第6条第1項「市長は自然環境保全地区の状況が著しく変化し、または保護樹等が</p>

	滅失もしくは枯死したとき、その他特別な理由があると認められるときは保全地区等の指定を変更し、または解除することができる。」この規定に基づき諮問するものである。
会長	委員の皆さんから、質問、意見があればお願いします。
委員	その3本の木は、それぞれ状態が健全ということだが、このまま健全でいくと樹齢はあとどれくらい生きられるものなのか。 というのは、今回土地の整地計画によって業者からの解除の申出だが、整地計画の中で当該樹木を活かして景観的にもいい、緑も保全できる計画ができないのかを業者に投げかけた上での解除なのか。まちづくりという意味では、住宅を建てる時もシンボルツリーみたいなのをつくり、緑豊かなまちにしましょうという大きな方向性の中でそういう努力はしたのか。
会長	いかがか。
公園河川課	相談があったときは、まだ具体的な話は決まっておらず、基本的には、土地利用に伴って伐採をしたいという内容だったと記憶している。 市としては、保護樹に指定している以上残していただきたいという思いはあるので、そこについてどこまで言えるのかを、市の法律相談の弁護士に相談したところ、お願いベースになってしまう。個人の財産なので、なかなかそれ以上は言いにくいとの回答であった。 市の意向は話せるが、お願い以上の話は難しい状況である。
委員	1点目の樹齢について回答をお願いします。
委員	私から説明する。種類がいろいろあるので一概に言えないところはあるが、一般的な広葉樹、クスノキとかエノキなどは、長生きするもので200年から300年である。クスノキだと神社の木など管理されているものだと、もっと長生きするものもあったりする。置かれている環境等によって違ってくるので、500年ぐらい生きるものもあるかもしれないが、一般的には200年、300年ぐらいである。イチョウについても。
委員	正確なことは分からないと思うが、これぐらいの大きさであれば今年生きていくとかか推測できるものなのか。
委員	資料の写真では大きさが分からない。実際に直径はどれぐらいか。
委員	保護樹に指定されたのはいつなのか。
公園河川課	昭和59年の1月である。
委員	まだ300年ぐらい。
会長	そのほか、いかがか。
委員	所有者に対しての強制権がないのはよく分かるが、価値があると市として認めている木なので、それを、将来に引き継げる方法がないのか。

	<p>しっかり理解を求めて次の整地計画にもいい形で生かせる方法は、あると思う。例えば、保護樹付の戸建てなど、保護樹つきの価値を認めてもらえるような業者へのアプローチは、ぜひしっかりやっていただきたい。</p>
会長	<p>そのほか、いかがか。</p>
委員	<p>今まで例えば台風で倒れたとか、病気になっているなどの理由で解除があったと思うが、今回のように健康な状態で解除されるというところの前例は、今まで認められてきたのかというところがすごく不思議である。</p> <p>保護樹に指定されてから50年ぐらい解除はされてない状態であるが、強制力がなくて、所有者はその土地活用をしたいから解除したいというふうになると、保護樹指定の重みがないとか軽いなどと思ってしまう。このシステム自体がすごく不思議である。解除するにもみんなで話し合いをして、指定するにも話し合いをして、そこまでしているのにすごく不思議である。過去にそういう前例があるのか。</p>
会長	<p>いかがか。</p>
公園河川課	<p>今回のような健全な状態の樹木で、所有者の土地利用のための解除はない。</p> <p>今回の件は、たまたま個人の土地に生えていた樹木であったが、保護樹に指定されている樹木は、割と神社などの樹木が多く、将来的にも残っていくと考えられる。</p>
会長	<p>大学に在職していた頃に池田市、箕面市、豊中市の北摂の3市の保存樹木の状況について学生が研究し、20年間か25年間ぐらいに指定解除になった樹木の解除理由を研究したことがある。その結果は、やはり枯れてしまったというのが多かったが、3割ぐらいは、開発のための伐採が理由であった。落ち葉などの管理ができなくなり、近隣への迷惑を考慮して切ってしまったという理由の解除もあった。宝塚市では、所有者の土地利用の意向によって、健全だけでも解除するというのは初めてということか。</p>
公園河川課	<p>そのとおりである。解除の理由は、主に枯死である。</p>
会長	<p>法律相談により弁護士の意見も聞き、法的あるいは条例的には土地は個人の資産なので、その利用に関して別の法律で制限などがない限り残していただくのはなかなか難しく、市としてはお願いするしかない状況ではあると思うが、東京の世田谷区では、敷地の真ん中の古いこういった保存樹に当たるようなものを残してマンションを建てて、その木を中心にマンション住民の方がコミュニティをつくっていったりとか、そういう事例もある。この審議会ですらそういう意見が出ていたということを所有者に伝えていただき、整地の際にも保護樹を残してほしいと、個人としては希望する。</p> <p>写真を見ると、保存樹は3本それぞれだが、この周りにも小さい木もあり樹林地を形成していたりするので、恐らく整地されると全てなくなってしまうような危</p>

	<p>惧もある。できるだけ緑地、緑を残してほしいと希望する。保護樹に対する非常に重要だよという意識と、解除になっても何とか残す方策も考えてほしい、そういうことをぜひ伝えもらいたい。</p>
公園河川課	<p>承知した。</p>
委員	<p>私権の制限がどこまでできるかという話で、仕方がない部分もあると思うが、開発エリアは、この保護指定されている樹木のあるエリアだけなのか、それとも、このエリア一帯の土地に関してなのか。</p>
委員	<p>ここは、例の荒神川の横で、上からどんどん宅地化が進んでおり、阪急のところまで全部宅地になってしまう可能性があると思っている。 生物多様性委員会でも議論している緑地の部分が確実にここからなくなってしまうと感じた。審議会としては危惧するべきところだと考える。</p>
会長	<p>関連して情報をお伝えすると、下のほうの竹林のマークになっているところは、事前に市の都市計画図で確認したが、特定生産緑地ということできずずっと生産緑地を30年続けてこられて、さらに10年ずつ更新していく方（特定生産緑地）の更新されているところである。今の耕作の方がけがをしたり、亡くなったりすると、委員の意見のように、特定生産緑地も解除になる可能性は残るが、今は公的には、下の3分の1ぐらいは守られている状態にあるのは事実である。上のほうの四角い敷地を使われるのかと類推したが、所有者のお話を聞いてないので正確には分からない。</p>
公園河川課	<p>土地利用もまだ市に正式に出てきてはないので、詳細はお伝え出来ない。</p>
委員	<p>以前ここで宝塚のチョウの調査を学生がしたことがある。調査ルートの一隅にこの道が含まれており、ここは、一帯の中で一番チョウの多様性が高い場所であった。市街地の中に残されている緑地の生物多様性を維持していくという上で、とても価値の高いエリアで、これらの保護樹はその緑地の一角を構成している樹木でもある。所有者としては解除して伐採してしまいたいということなのかもしれないが、土地開発に当たってどこまで市が関与できるのかというのは、面積や規模で違うのかもしれないが、生態系や環境に対する配慮もあるので、その辺りも含めて、意見をつけるにしても、もう少し何かできないかなという気がする。</p>
公園河川課	<p>法律相談では、市としても残せる分は残してもらおうというお願いしかできない。ただ、それもあくまでお願いベースなので、強制はすることはできないというのが弁護士の見解であった。</p>
委員	<p>法令的な縛りのところで無理を言えない部分があり、この諮問に対し、市、あるいは環境審議会としては、その理由をくんで解除しなければならないという整理なのか。もしくは、この審議会では、この理由では解除できないという判断をして、その状況で所有者が御自身の木なので伐採してしまったということがあった</p>

	<p>としても、そこに責任を問うことはできないってということなのか。前者と後方で整理が違うと思う。審議会としては、ノーという返事をするという形もあり得るのか確認したい。</p>
公園河川課	<p>解除の申出があったことに対しては認めざるを得ないと思う。解除しないことが、これは保護樹なので土地開発に伴う伐採はできないという財産権の制限という話と捉えている。</p> <p>ただ、解除しないという判断を相手方にお伝えをしたが、それでも所有者が伐採されたという場合でも、特に所有者が何か罰せられることはない。</p>
事務局	<p>基本的確認だが、諮問して答申なので、答申を受けて市が解除するという事で間違いはないか。</p>
公園河川課	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>市は基本的に審議会の意見を尊重しなければいけないので、審議会で解除はよろしくないという意見を受けたら、市としてはそれを尊重すると解除しないことができるかというところだ。それを違う意見で答申では解除しないほうがよいというのを解除できるかという市のスタンスもある。</p> <p>委員の意見でいくと、市も解除しないが、所有者は伐採した。ただ、それは法的にはどうしようもない。審議会の意見なり、市の処分であり、同じということだ。それがとれるのかって感じだ。</p> <p>審議会の答申と市の方向は直結すると思う。</p>
公園河川課	<p>答申は解除しないなら、市は解除するという選択肢はないと考える。</p>
事務局	<p>結論を出さないと時間的に急ぐ話なのか。</p> <p>今の申請者と事業者の関係においては、今すぐ結論を求めている事案なのか。時間的にはいかが。</p>
公園河川課	<p>計画段階なので、相手の時間的なものは把握しかねているが、結果を持って、動き始めるところもあるのかもしれない。</p>
委員	<p>委員の皆様の意見を拝聴していたら、3本の木そのものもそうかなど、周りの樹林地がどうなるかということをお懸念されている方が多いように感じる。イレギュラーかもしれないが、土地所有者に将来的な特定生産緑地になっているということであってすぐに解除されないとは思いますが、将来的にそこをどうされるのかと。いや、そこはもう残すつもりですよということであれば、多分委員の皆さんも安心じゃないかなと思ったりもするので、その辺のところはこの議論の行く末に実際関係してくるかなと思いますので。</p>
会長	<p>それだと、地権者が複数なので。</p>
委員	<p>複数あるんですか。</p>
会長	<p>恐らく地権者が1人ではないと思うので、すごい時間がかかってしまうことにな</p>

	<p>る。そこまで広げると大変なのかなと思う。</p> <p>この委員会で解除は不可といったような意見を市長に答申した場合に、それを尊重いただいて解除は難しいということをして市が言えるのかというあたりだ。私権制限につながることもあるから、訴訟を起こされるかもしれない。</p> <p>でも、法的縛りはないので、解除されなくても切ることができる。切ってしまったということで、環境が改変され、条文にある自然環境そのものが改変されてすぐ劣化してしまったという理由で解除してくださいという申請もできる。止めることはできないが、どういうスタンスを示すかということだ。</p>
委員	保護樹指定は昭和何年だったか。
公園河川課	昭和59年である。
委員	昭和59年に申請された方と、今の権利者とは違うのか。
会長	恐らく違う。
委員	申請のときはその人が非常に関心があったが、今の所有者になって、相続などの問題が起こってきているのかもしれない。
会長	所有者の方自身もご高齢かもしれない。いろいろな形で整備が必要と考え、業者を呼んで相談されたのかもしれない。いろんな事情がおりかと推察する。審議会としては、解除は好ましくないという答申も出せる。それを受けて、解除を認めるかどうかは市の判断になる。
事務局	審議会の答申として、例えば解除が好ましくないと出されてしまうことが、許容できるか。
公園河川課	想定していなかった。
事務局	一旦継続で保留なりして、今日の意見を含めて次回で決着という時間的猶予はあるのか。
公園河川課	土地開発の進捗は把握していない。審議会の答申の前に、該当樹木を切られる可能性はゼロではないと考える。そこあたりは確認しないと分からない。
委員	今のところ、あまり解除してよいという意見ではない。
委員	今は結論が出ないので継続審議で持ち帰り調整してみたいかがか。
会長	2か月間ぐらいそういう猶予が地権者の方とか事業者の方にいただけるのであれば、次回市の見解を報告してはいかがか。
公園河川課	相手方には、解除には環境審議会の意見をいただいて、その後でまた解除するかどうかというのを手続が要するというお話はしているところではあるので、時間がかかるという認識はいただいている。2か月程度であれば問題はないと考える。ただ、相手方としても、私権制限できないという点から、切ってもいいという前提で動いている可能性はある。

委員	いずれにしても、次の審議会ではどう結論が出ようが、多分解除されれば切られるだろうし、解除を認められなければ、自己判断される気がする。
公園河川課	もう少し土地利用で有効な使い方が考えられないかを、提案も含めてできる。
会長	<p>地権者の方にその辺を説明し、ご理解いただければ3本のうち1本は残す等、成果が出てくるとうれしい。</p> <p>いずれにしても、個人の土地利用の意向を簡単にこの条文にある特別な理由と認めた事例は、過去にはないようなので、審議会としては、ずっと認めるわけにはいかないといった意見である。環境を守りたい、緑の資源を守りたいという思いがあるので、継続審議とし、審議会が否とした場合に市はどうされるのかといったあたりの意思決定も含めてお伝えいただいて、継続審議としたいと思う。</p>
公園河川課	<p>承知した。</p> <p>《ここで、公園河川課は退席》</p>

### 議題3 第4次宝塚市環境基本計画（以降、第4次計画という）策定について（諮問）

会長	それでは、議題3について、説明をお願いします。
事務局	<p>第4次計画について説明する。</p> <p>資料は、3-1から3-4である。資料3-2は、第4次計画の第3章までの案である。資料3-3は、現行の環境基本計画の目次をピックアップしたものだ。章立てが分かる資料として入れた。</p> <p>資料3-4は、環境基本計画における進捗管理表である。</p> <p>本日、追加資料として、第3次宝塚市環境基本計画（以降、第3次計画という）（現行）の施策体系と、第4次計画（改定版）の施策体系の事務局の案及びスケジュール案を配付した。施策体系は、第4章以降の施策推進の基本的な視点の部分である。</p> <p>資料3-2は、基本的な立てつけは変えずに内容を現段階の内容に変えている。ここまでの基礎的データの修正内容などについて、ご意見がありましたらいただきたい。</p> <p>第4章以降に、環境基本計画の施策の方向性や、基本的な視点や、体系があり、具体的な各施策についての記載が続く立てつけになっている。</p> <p>第3次計画の第4章の冒頭に述べられている施策推進の基本的な視点としては、1 持続可能な発展、2 参画と協働、3 生物多様性の保全と掲げられている。第4次計画は、これを基本的には踏襲をするが、ただ持続可能な発展というところと、生物多様性の保全が結構重なる点があるように見えることと、国や県、各市の環境基本計画を参照する中で、新たに第4次計画で事務局案として、1つ目が「次世代への継承」、2つ目が「参画・協働・共創」、3つ目が「地域特性・資源の活用」とした。</p>

持続可能な発展と次世代への継承は考え方としては同じ部分ではあるが、より次の世代へ未来に続くようにという視点を一つ目に掲げた。

2つ目は、参画と協働に「共創」というキーワードも含めた。

生物多様性の保全是、次世代への継承というところの視点に含まれるであろうというところから、3つ目の視点としては、この宝塚市の特性を生かし、宝塚市の資源を生かした視点を持つ意味で、「地域特性・資源の活用」とした。

続いて、施策の体系については、第3次計画では「Ⅰ地球温暖化対策と循環型のまちづくり」、「Ⅱ豊かな生態系を育むまちづくり」「Ⅲ健康に暮らせるまちづくり」「Ⅳ安全で快適な環境のまちづくり」「Ⅴみんなで取り組む環境づくり」となっている。

第4次計画の事務局の案としては、地球温暖化対策、脱炭素化と循環型社会の項目を分けた。

逆に、「Ⅲ健康に暮らせるまちづくり」「Ⅳ安全で快適な環境のまちづくり」の2つを1つにするイメージで、「Ⅳ健康で快適に暮らせるまちづくり」とした。

「Ⅱ豊かな生態系を育むまちづくり」を「Ⅲ自然共生社会の実現」という表現に変えてはいるが、意味としてはここを踏襲した書き方となっている。

「Ⅴみんなで取り組む環境づくり」は、そのままとした。別の表現もあろうかとは思いますが、意味としては、地域のみんなで環境について取り組み、よりよい宝塚市の環境を目指す施策を考えている。

基本的な視点、施策の体系について、ご意見をいただきたい。

今後のスケジュールについて、非常にタイトとなっている。当初のスケジュールではパブリックコメントを1月に実施するという予定になっていたが、事務局で考え直したところ、スケジュールが厳しいので1か月後ろ倒しにし、2月にパブリックコメントを実施するという流れで考えている。11月に環境審議会（第2回）を開催させていただき、ここで第4章以降のところも出来上がっているという状態でご審議いただきたいと考えている。

環境審議会の現委員の皆さまの任期が10月末で満了となるので、このメンバーでの審議会は今回が最後の予定となる。

あと、本日お配りした資料の施策の体系については、「Ⅰ地球温暖化対策と循環型のまちづくり」を、カーボンニュートラルや、循環型社会の構築と項目を分け、その下に詳細な施策があるというような立てつけを考えている。

まずは、大きいところで「基本的な視点」や、「施策の体系」について、本日ご審議いただきたいと考えている。説明は以上である。

会長	第4次計画は、令和5年12月に諮問を受けて、この間、いろいろと進めてはきているが、一応、最終形の第3章までが今回示されたということか。
事務局	そうである。
会長	ここまでの部分は、計画策定の背景とか位置づけ、計画の対象といった基本的な

	<p>事項が第1章に書いてあって、この辺りは、今の基本計画を踏襲されているということで、マイナーチェンジということでもよろしいか。</p> <p>資料3-2の1ページ、第1章第1節計画策定の背景に、「ネイチャーポジティブ」の提唱といったこの間の社会の変化等が加えられ、2ページ、3ページのこの計画の位置づけや期間が第4次計画の数字になっている。2026年度から2035年度までの10年間を対象とする計画になっている。</p> <p>「第3節 計画の対象」や、「第4節 計画の推進主体」の【市民・事業者・市が相互に連携、協働により推進】してやっていく辺りは、変わっていなくてもよいのか。</p>
事務局	<p>3ページの「2 対象とする環境要素」も現行を踏襲しているが、例えば環境分野の快適環境の「子育て」や「マナー・モラル」も第4次計画でも含むのかなど、協議が必要と考えている。</p>
会長	<p>資料3-2の2章は、宝塚市の地域概況という形で整理をされているが、これは時点修正していると見たらよいか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
会長	<p>15ページ以降の「第3章 宝塚市の環境の現状」も現状のデータに合わせて時点修正されてきている。</p> <p>第3次計画の第4章と、第5章の中身について、次回に事務局案が示されると思うので、そこに向けて皆さんのほうで現行計画とかその進捗を見ながら、こういう点が足りないのではないかとか、こういうところが弱い、あるいはこういうところはすごくよくできたとか、そういうところからもう少しこんなふうに変えたい、この辺を強調したらいいんじゃないかといったようなご意見を、それぞれのお立場とか、ご専門とか、そういうところから少し自由に意見をいただいております。次回の11月に臨めればよいと思っております。</p> <p>抽象的な資料しかないが、日々お感じになっていることでも結構だし、今回のこの第4次計画にこんなことが反映できたらというご意見があれば忌憚なく頂戴できればと思っております。いかがか。</p> <p>引き続きご就任いただく方もおられると思うが、このメンバーでは最後になるかもしれないので、ぜひ、一言、言い残しというか、意見をいただければと思う。</p>
委員	<p>1点目は、前回もお話ししたことだが、11ページの「3 土地利用」のところの現状まとめについてである。2006年から2021年で森林面積が6%増加していることになっている。宝塚市の市域の面積が100平方キロメートルぐらいあるので6平方キロメートル増えているということになっている。市の統計として本当にこれでいいのか。</p> <p>9ページの「森林面積」の表では、2023年度は減っていることになっているので、やっぱり「3 土地利用」で見ると森林が増えているという文言が書かれているのは、どうも腑に落ちない。文章の書き方や、絵図を使う資料を考えていた</p>

	だきたい。
会長	森林が増えているというのはどこに書いているか。
委員	森林は11ページの上段の「3土地利用」のグラフで2006年から2021年の、森林が増えている。その上の文章にも「ゴルフ場から森林に変わった」「森林面積が回復」と記載がある。これが実際なのであれば問題ないが。
会長	この森林の区分のところが59%から65%のところか。
事務局	違うデータを使っているので、一致していない。 先生がおっしゃったように整合性を取るよう変えていきたい。
会長	グラフでは、森林の区分のところが59%から65%となっており、文章では、「令和3年には～森林面積が回復したと考えられる」と書いているが、これが正しいかということか。
委員	そうである。 次に、13ページ、14ページの、自動車について。14ページ「自動車など保有台数」から、自動車の所有台数は微減の傾向にあるが、実際自動車を使う人の割合も指標に加えられればよいと考える。目標だけかもしれないが、最近まちづくりなんかでも「15分都市」と言って、15分で歩ける範囲で暮らしが完結できるようになっている。そういうような形で、宝塚市においても、例えば公民館に来るときに車ではなく、逆瀬川から歩くのかとか、そういった指標も付け加えることができたらと思う。
会長	それは、第2章のご意見か。
委員	そうである。
会長	自動車に関しては、今後第4章以降の施策のところでも交通関係の施策が記述されていくと思うが、そこでカーボンニュートラルの知見というところに入れるのかどうか。
委員	言葉としては「ウォーカビリティ」という言葉がはやっているので、歩ける都市とか、歩いて活動や暮らせる地域とかっていう文言があると、個人的にうれしく思う。
会長	事務局、説明をお願いします。
事務局	まず、その土地利用のところは、先ほども申し上げたとおり、使っているデータが違っているので、そこは整合性を取る。 自動車のところに関しても、委員がおっしゃった「ウォーカビリティ」や「15分都市」といった考え方も含め、記述の内容を考えていきたい。
委員	どんどんこれから高齢化が進んでいくと、自動車を手放す方も出てくると思う。そういった方の、暮らしやすさにも派生してくる項目と考える。
会長	そのほか、いかがか。 資料3-4の第3次環境基本計画進捗管理表を見ると、一番右側に昨年度の評価、

	その横に令和5年度もある。この評価欄が×になっているのを見ると、市民の参加とか、市民活動とか、要するに参画と協働に関する部分がなかなか進んでこなかった印象を受ける。項目が団体数や、参加者数となっているところが多い。これはコロナの影響がかなり出ていると見ているか。そうではなくて、やはりもっと今後もエンパワーメントというか、力を入れていかないといけないというふうに見ているのか。どんな感じか。
事務局	例えば、No.27、28「宝塚を美しくする市民運動」も、会長が言われたように、コロナの影響というのは少なからず受けている。コロナ以降少しずつまた増えてはきているが、コロナで落ちてそこからなかなか回復していない実態もある。また、団体の方や、ボランティアの方の高齢化が進んでいて、若い方が加わる機会が少ない印象がある。SNSなどのツールによる情報発信を増やす等、若い方にも参加してもらえようような、仕組みづくりというのは今後の課題と認識している。
会長	承知した。特に若い人に対する入り口となるようなきっかけが大事だと思うので、第4章以降の施策を考えていく中でアイデアを出してほしい。
委員	団体数や参加人数は、どうやって把握しているのか。市サイドでつかんでいる団体の集計ということになるのか。
事務局	そうである。照会をしたり、または、例えばNo.27、28「宝塚を美しくする市民運動」の参加団体数、人数は、市に届出があった値である。もしかしたら委員が言われたように、届出はしてないが実際には活動に参加されているケースもあり得ると思う。実績値は、市が把握している数値である。
委員	結局、自治会活動ということか。
事務局	そうである。
会長	指標としてこれで適切かどうかは検討がいるかもしれない。
委員	例えば5人でグループを作って活動していても、市から何らかの援助を受けた活動などでなければ、実態は市として把握できない。
事務局	そうである。事前に、仲間内で市民運動を実際にする話があれば、もちろんカウントするが、カウントされていないケースは確かにあり得ると思う。なので、そういう意味では、会長がおっしゃったように、指標としてどうするかというところも第4次計画を策定する中では重要になってくると考えている。こういったものを目標として掲げて、指標として掲げて進捗管理していくのかというところは重要な部分と考えている。
会長	資料3-4の3ページで×がついているのは、「たからづか環境マイスター(仮称)をリーダーとする環境学習プログラムの立ち上げ」と、「中間支援組織の立ち上げ」となっている。これらは未実施であり、なかなか動けてない。私は第3次計画の策定にも関わっていた。当時の委員の皆様からは、かなりアクティブにこの辺りを頑張っていこうという形で施策の中に入れたと思うが、現実

	はなかなか難しいようである。この辺り事務局お考えはいかがか。
事務局	この辺りが当初の思いどおりに進められてないというのは、私どもも非常にがゆい。熱心に活動されている方もマイスター的にされる方もいるが、そういう方が増えてどんどんマイスターになって広がっていくという形にはなっていない。本日配付した資料の「施策の体系」の「V みんなで取り組む環境づくり」で、会長がおっしゃった部分について、時代の変化も考慮しつつ、多くの人が活動していただけるような形で仕組みなりを描けるかを中心に考えていきたい。
会長	次回、事務局案を出し、皆さんからも具体的なご意見をいただきたいと思う。
事務局	さっき委員が言われたような団体数の把握であるとか、そういうところとのつながりもあるのかなど。市民一斉清掃であれば、実施計画が提出されるので、数は把握できるが、日常的に清掃活動をしている人は分からない。団体も市民会議に登録されていれば分かるが、それ以外はなかなかつかめない。市として広くつかむ仕組みを考えるのも含まれるのかなと思っている。
会長	そのほかいかがか。どんな角度からでも結構である。
委員	資料3-2の9ページには「産業」について書かれているが、「(2) 森林面積」は産業に該当するのか。森林面積を記載することについては問題ないが、林業、森林関係の産業として今のようなことがされているかを記載してほしい。次に、19ページからの「第3節 自然環境」については、第3次計画と比べて情報量が多過ぎると感じるので、分かりやすくまとめていただきたい。
事務局	承知した。
委員	専門的な内容がすごく多くなっている。宝塚市内の自然の状態がどうなっているのか、里山はどうなっているのか、又、まちの緑はどうなっているのかの視点でまとめると一般の方にとっても分かりやすくなると思う。生物多様性戦略でもこういった視点で整理している部分があると思うので、そちらを参考にまとめてほしい。 一方で、27ページの真ん中辺りに表の脚注で「自然共生サイト」の記載があるが、この辺りは、今のネイチャーポジティブの動きの中と連動して新しく出てきたことでもあるので、もう少し分かりやすくピックアップして取り上げると、前回との違いも分かりやすくなってよいと思う。
委員	今の関連だが、26ページの県のレッドデータブックの記載について、前回と比較してランクダウンしているところがすごく多い。前回との比較結果を付け加えたら、インパクトがあると思う。
会長	お二人のご意見について、いかがか。
事務局	「第3節 自然環境」の記載については、生物多様性戦略策定委員会で進めている生物多様性戦略の改定版を引用する形で詳しくなっているので、そこは委員が言われた視点でまとめたいと思う。 「自然共生サイト」など、第3次計画には載っていなかった新しいキーワードは、

	<p>委員が言われたようにピックアップして特出しして書いてもいいのかなと考える。</p> <p>26ページの、第3次計画と第4次計画の比較結果を示すことができれば、ランクが下がっているところが多ければより危機感が持て、改善しなければならないという気持ちになっていくと思うので、その表記についても考えたい。</p>
会長	そのほかいかがか。
委員	38ページの「3 水資源」のグラフについて、不思議なことに、「その他」の数値が一番大きい。これについて、分かるようにしてほしい。
委員	平成30年度ぐらいから急に増えている。
事務局	確認する。
会長	そのほかいかがか。
委員	<p>市民代表で参加し、(特定外来)生物をみんなで引っこ抜こうとか、ほたるの鑑賞だったりとか、取組をいろいろしていることに気づけた。すごくよかったと思うので、引き続きやってほしいと思う。</p> <p>クリーンセンターが工事してたので、ごみ収集の見学とかそういうのが抜けた学年とかもあるので、そういったところもみんなが抜けがないように配慮してもらえたら、小学生をもつ親としてはうれしいなと思う。</p> <p>資料3-2の3ページの快適環境の「福祉」「子育て」「マナー・モラル」は、ごっそり入れるのか。43ページには書かれていない。</p>
事務局	そこについては、どう扱うかを考えているところである。委員の皆さんのご意見も聞きながら、検討する。
事務局	<p>第3次計画の39ページを見ていただきたい。</p> <p>「IV 安全で快適な環境のまちづくり」で、「1 景観の保全」「2 みんなにやさしいまちづくり」とあるが、いわゆる自然環境ではないものも入っている。市役所の縦割りでいくと、景観は都市計画になるし、美化活動は生活環境という環境局の取組だが、バリアフリーやユニバーサルデザインも都市整備であったり、移動空間も自転車のゾーンであるとか、歩行であるとか、子育ては子育てになっているので、こういうあたりがなぜこういうものが入っているのかというと、環境基本条例第7条(基本方針)の中で、読み上げますと「安全で健全かつ快適・文化的なまちづくり」というものも含んでそれも背景にあって環境を守るようなものをやりなさいとあるので、それを受けた環境基本計画でこれまでそういう項目が書いてあった。</p> <p>毎年の監査の中で、今申し上げたようなとこまで環境基本計画で書いていくべきものなのかという質問を投げかけられた。その心は、自然環境とかなり離れているものはほかの計画で定めているものなので、例えばコンパクトシティとか、公共交通ネットワークなんかは脱炭素と結びつきがあるものはいいが、景観とか、例えば110番とか、子どもが安心とか、そういうものまで環境なのかというの</p>

	<p>があるので、いま一度、ほかの市の計画の書きぶりを見ながら、次回そこを提示しながら、こういうふう考えたという説明をしたい。その中で、やはり省くものも出てくるかも分からない。ただし、これはやっぱり入れたほうがいいという議論があれば、また追加することも考える。</p> <p>本日は、そのような経過の中で、単純に入れるかは要精査という形でお示した次第だ。</p>
委員	<p>承知した。私の専門分野が医療・福祉系で仕事をしているので、違和感があった。以前の委員会の中で、住宅改修の数とかが出てきたが、そこが不思議だった。申し訳ないが内容が中途半端なので、どこかの部署でそれが網羅されていたらありがたいと思った。その部分がすごく気になっていた。</p>
事務局	<p>恐らく、子育て環境の中には、ほかの計画を見ても、ほかの市の計画にも入っていない。例えば今回の都市安全の公園河川の保護樹であるとかは環境審議会でも取り扱う内容であるので、それには関係すると思う。例えば駐輪場のことなんかも環境審議会で諮問したこともあって、そういうものも移動空間とかに入ってきたりすると思うが。あとの110番とかユニバーサルデザインのあたりは微妙かなと思ったりする。それが分かる形で次回、ご提示させていただく。</p>
会長	<p>環境基本計画に関しては、事務局のほうにメールとかメモでも結構だが、個別にお伝えいただきたい。</p> <p>1点は、本日の資料を見て疑問点やご意見をお願いしたい。それから、次回の4章以降の事務局案で、今日示された施策の基本的な視点とか、改訂とか、実際にこの基本計画の中でどんなことをしていくのかが出てくるので、こちらに対しての要望とかご意見があれば、それも併せてお願いしたい。</p> <p>今回の資料が出てくるのはかなり直前だった。今回は多分この4章以降の中身についてどういうことが盛られているのかとか、どういう書き方をしているのかという具体的なところが議論になるので、できるだけ早めに委員の皆さんのお手元に原案が届くような形で配付するようお願いする。</p>
事務局	<p>承知した。</p>
会長	<p>今回は、環境基本計画の議論の山場というか大事な会議になると思うので、よろしく願います。この審議会での議論はあと2回の予定でよろしいか。</p>
事務局	<p>その予定である。</p>

#### 議題4 第2次生物多様性たからづか戦略策定について

会長	<p>議題4 第2次生物多様性たからづか戦略策定について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今年度2回開催した生物多様性たからづか戦略策定委員会（以降、策定委員会と言う。）の概要については、資料4-1のとおりである。</p> <p>第2次生物多様性たからづか戦略は、現時点で第3章及び、第4章の途中までの案ができてきている。</p>

	<p>資料4-4は、理念、目指す姿、行動方針、基本施策、施策について、【現行】と【改定案】をお示ししている。</p> <p>策定委員会の3名の委員の先生方にご審議いただきながら、形を整えているところである。</p> <p>策定委員会の中で、防災や減災といったところは生物多様性を語る中で特に行動方針の自然と共生し、その恵みを持続的に利活用するということでは、やはり大事になってくるとのご意見があった。そういったところを施策にどう反映させるか、どのような表現をするか、書き方をしていくかが今後のポイントになってくると考える。</p> <p>重要な生態系の調査（スポット調査）についても、令和6年度までに129か所の調査が完了したので、その結果は示してはいるが、それを踏まえての記述が足りないのご指摘もあり、その点についても今後反映させたいと考えている。</p> <p>事務局からは以上である。策定委員会の委員長から、補足説明等お願いしたい。</p>
委員 (委員長)	<p>資料4-1で言うと、第1回の意見「(1)30by30の達成に向けて～」というところが、実は今回の生物多様性たからづか戦略の中で実質的に市域の自然環境を保全していく上で重要なことになっていくと思っている。</p> <p>30by30というのはご存じだと思うが、陸域が30%、それから海の30%を環境保全していく保護区みたいな感じで指定しようという、これは国レベルの話だが、それを宝塚市という中でもできるだけ30%、海はないので陸の話だが、近づけていこうということを考えている。実際、今の保護区がどれぐらいだったのか。</p>
事務局	18か、19か。10%台である。
委員 (委員長)	<p>まだ大分足りない状況である。いわゆる自然共生サイトというのをどのように増やしていくかということが重要なポイントになる。資料4-3の70ページに「30by30の推進」と書かれているが、これをどう具体化するかというあたりがポイントになっていくのかなと考える。</p> <p>そのほか、いろんな議論をしていてなかなか進まないところだが、ほかの委員からも、補足があればお願いした。</p>
委員	<p>30by30のことだが、これは予算の問題もあるかもしれないが、市が主導してやっついていかないとまず達成できない。だから、私有地であろうが、公有地であろうが、市が共生サイトに申請していく姿勢が重要と考える。神戸市は積極的に私有地も、公有地も、申請している。予算はないかもしれないが、市が本気にならないと話にならないと考える。</p> <p>市内の企業で該当しそうなところはないのか。</p>
事務局	宝塚市を代表する会社であれば新明和工業さんがある。企業ではないが、宝塚ゴルフ倶楽部さんは、ホテルの観賞でお世話になっていたりする。環境保全に協力的な企業もあると思われる。

委員	<p>積極的に市が行政としてアピールしていく必要がある。</p> <p>動植物がどんなふうにいるかだけをきちんと調べて、裏づけさえあれば認められると聞いている。だんだんハードルを上げてきているみたいだが。</p>
委員	<p>先ほど事務局から説明もあったが、スポット調査という宝塚市の中の重要な自然の追跡調査を実施し、詳細な情報がたくさん集まったが、そこからの整理がうまくできていなかったところもあり、策定委員会の中でいろいろ話をしながら修正やとりまとめを行っている。この調査結果から、宝塚市の自然にどのような変化があって、課題がどういうところにあるのかを把握し、それを戦略のベースにし、どのように施策につなげるかを詰めている。</p> <p>これは30 by 30という考え方とリンクし、重要な場所がこういうところにあることは認識できているが、そこは保護区域に当たってないし管理できてない場合、管理できる状況にするには、どういう施策や行動が必要かを審議していくところだ。</p>
会長	<p>この改訂について、ご意見とかご質問をお願いしたい。いかがか。</p> <p>資料4-3の3章以降については、次回に実際の計画の文章案として強化されたものが出てくると考えたらいいか。</p> <p>資料4-4の【改定案】に、新たに追加した施策については黒い星印で示されているが、この辺が今回の改訂のポイントになると思うので、要点を把握したい。</p> <p>1. (1) 重要地域の保全というのはこれまでもあったが、ここに「30 by 30の推進」という視点をきっちりと打ち出したということでもいいか。</p> <p>次に、外来生物については、(1) 侵略的外来種の早期発見・防除と、(2) 特定外来生物への適切な対策という形で、施策の名前も具体化し、ポイントを絞ったと理解していいか。</p>
事務局	<p>その通りである。そこを意識した形とした。クビアカツヤカミキリが宝塚市で今年発見され、県と連動しながら防除対策も行っている。</p>
会長	<p>6. 生物多様性の恩恵利用の(3)生態系に配慮した産業の推進はどこを強化したのか。</p>
事務局	<p>この黒い星印は誤りである。</p>
会長	<p>最後に9. (4) OECMへの登録推進ということで、現在は宝塚市で登録されている場所は1箇所だけれども、進めていこうということと理解しながら読んでいこうと思う。委員の皆さまから、ご意見等があれば、お願いしたい。</p>
委員	<p>資料4-3の14ページの土地利用については、議題3で申し上げたとおりである。</p> <p>13ページの図2. 1-4について、南部の方を神戸気象観測所のデータを利用しているが、神戸と宝塚はかなり気象状況が違う。例えば夏に神戸は、六甲山の影響で、降水量が多くなったりするが、そういったことは宝塚では起きないし。神戸は、冬の気温がちょっと高く出る。そういったこともあるので、気象観測所</p>

	がほかにはないというのは仕方がないと思うが、神戸で宝塚の南部地域の状況を説明するというのは無理があると思った。直接生物多様性に関係ないかもしれませんが、それでも。
会長	アメダスとかのデータはないのか。
委員	アメダスはない。
委員	気温だけでしたら大気観測所が宝塚あると思うので、それで取れると思うが、降水量のデータは恐らくないと思う。降水量は仕方がないが、でも神戸とは大分乖離がある。
事務局	承知した。
会長	そのほか、いかがか。内容が特に専門的なものでご意見を出しにくいかもしれないが、よろしいか。 資料4-3を中心に生物多様性たからづか戦略に関してのご意見、ご質問があれば、こちらでも事務局まで、メール等でご連絡いただければと思う。 引き続き、次回の審議会に向けて後半の部分の案を作成いただくようお願いする。 それでは、本日4つの議題を議論したので、本日の会議はこれにてとどめ、令和7年度第1回宝塚市環境審議会を閉会する。皆様、議事運営にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。
	閉会